

## ●音更町地域包括支援センター運営委託について

### 1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されている。

### 2 運営委託の経緯等

- 平成12年度の介護保険法施行に伴い、専門職（保健師、社会福祉士）2名体制による「音更町在宅介護支援センター」を町直営で設置した。
- 平成18年度の改正介護保険法により、平成20年度からは、専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）3名体制による「音更町地域包括支援センター」に改編した。

【参考】地域包括支援センター職員の配置基準

第1号被保険者の数	配置すべき人員
概ね3,000人以上 6,000人未満	保健師1人（常勤） 社会福祉士1人（常勤） 主任介護支援専門員1人（常勤）

- 今後、高齢者人口がますます増加することが想定され、音更町包括的支援事業の実施の基準に関する条例に規定する専門職の確保や町内1か所の地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成することが、年々困難となっていた。

### 3 運営委託後の体制等

- 運営委託後の体制

区分	事業者名
A 圏域 (音更・駒場中学校区)	社会福祉法人 音更町柏寿協会 音更町地域包括支援センターらんらん 音更町柏寿台1番地5（電話 67-7090）
B 圏域 (共栄・下音更中学校区の一部)	公益財団法人 北海道医療団 音更町地域包括支援センターほほえみ 音更町共栄台西12丁目7番地7（電話 32-5151）
C 圏域 (緑南・下音更中学校区の一部)	社会福祉法人 手稲ロータス会 音更町地域包括支援センターロータス音更 音更町中鈴蘭元町2番地9（電話 67-7863）

- 運営委託後の業務内容について

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ・介護予防プラン作成業務
- ・認定調査業務

#### 4 運営委託後の相談状況について

○運営委託後の相談業務は、基本的に圏域の地域包括支援センターに出向くか、電話で相談する。その後、必要に応じて、地域包括支援センターの職員が家庭訪問により対応する。

○従前通り町に相談があった場合は、町で相談内容を聞き取りその内容を担当する地域包括支援センターに引き継ぎ家庭訪問により対応する。

○相談件数

	令和元年度	令和2年度
町	1,483 件	728 件
らんらん		385 件
ほほえみ		357 件
ロータス音更		513 件
合計	1,483 件	1,983 件

#### 5 運営委託後の地域包括支援センターとの連携

○圏域ごとの個別・地域課題について、町と地域包括支援センターで共有し、課題解決に向けた検討をするため、定期的に月1回連絡会議を実施する。

○相談対応で解決困難な事例には、課題解決に向けて地域包括支援センターに対し継続的な支援を行う。

・困難事例対応件数

	令和元年度	令和2年度
町	16 件	10 件
らんらん		0 件
ほほえみ		1 件
ロータス音更		1 件
合計	16 件	12 件

○高齢者虐待等については、町と地域包括支援センターで緊密な連携を取り、町が高齢者と養護者への支援を行う。

○地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、状況を定期的に把握・評価することで事業の質を高めていくことを目的に、年に1回事業評価を実施する。

# 地域包括支援センターについて

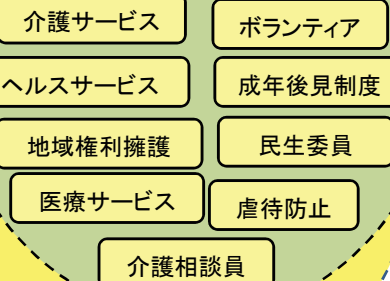
地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。(介護保険法第115条の46第1項)

## 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

## 多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

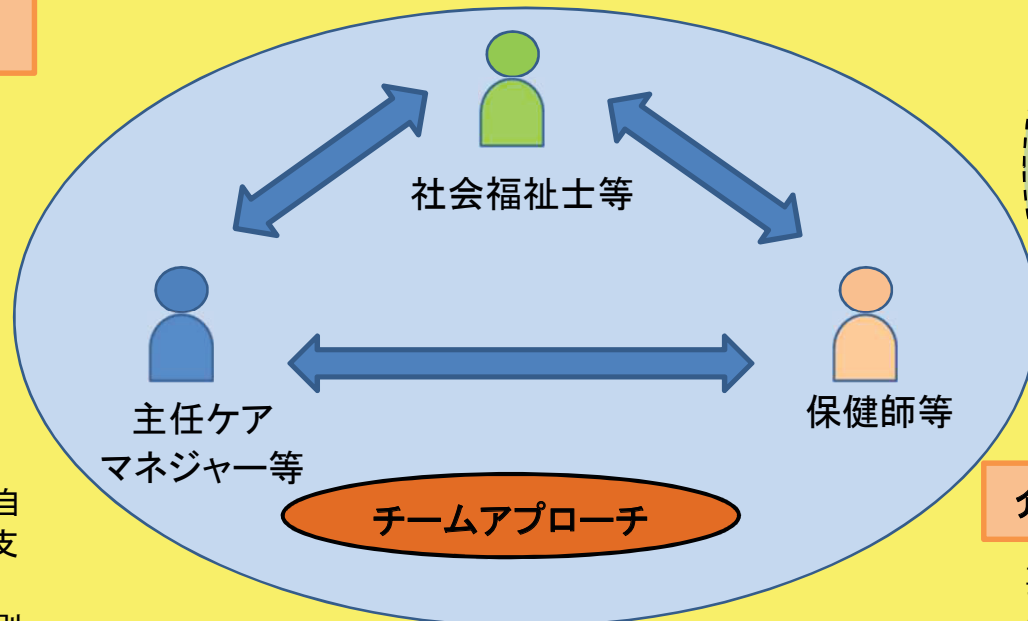


## 権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援  
・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談



## 介護予防ケアマネジメント業務

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など